

液化石油ガス法関係に係る手続きの受付窓口

令和元年4月1日現在

液化石油ガス法に基づく各種手続き（登録、届出、認定、許可、報告等）は、以下の窓口にて対応しております。

1 沖縄県（本庁）

機関名	所在地	連絡先	対象地域及び区分
沖縄県商工労働部 産業政策課 産業基盤班 (液化石油ガス担当)	〒900-8570 沖縄県那覇市崎 1丁目2番2号	TEL:098-866-2330 FAX:098-866-2440	①「保安機関」に係る手 続きは、伊江村を除き県 内全域を対象 ②「保安機関」を除くそ の他手続きは、沖縄県 (出先機関)及び伊江村 以外の県内全域を対象

1-2 沖縄県（出先機関）

機関名	所在地	連絡先	対象地域及び区分
沖縄県総務部 宮古事務所総務課 総務振興班 (液化石油ガス担当)	〒906-0012 沖縄県宮古島市 平良西里1125 (宮古合同庁舎 内)	TEL:0980-72-3771 FAX:0980-73-2131	宮古島市・多良間村 (2市村)
沖縄県総務部 八重山事務所総務課 総務振興班 (液化石油ガス担当)	〒907-0002 沖縄県石垣市真 栄里438-1(八重 山合同庁舎内)	TEL:0980-82-3040 FAX:0980-82-3760	石垣市・竹富町・与那国 町(3市町)

2 市町村（権限委譲した市町村に限る）

機関名	所在地	連絡先	対象地域及び区分
伊江村役場 総務課 (液化石油ガス担当) ※消防担当兼務	〒905-0592 沖縄県国頭郡伊 江村字東江前3 8番地	TEL:0980-49-2001 FAX:0980-49-2003	伊江村 ※伊江村以外の市町村にも事 業所を設置する事業者は、県 (本庁)が窓口になるケー スがあるため、事前に確認し てください。

液化石油ガス法関係手続き担当事務

○詳細は、「沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則」及び「沖縄県の事務処理の特例に関する条例」を参照のこと。

No.	対象事務	根拠 (液石法)	産業政策課	宮古事務所・ 八重山事務所	市町村 (伊江村のみ)
1	販売事業を行おうとする者からの登録の申請受理	法第3条第1項	○	○	○
2	液化石油ガス販売業者登録簿への登録	法第3条の2第1項	○	○	○
3	登録した旨を申請者へ通知	法第3条の2第2項	○	○	○
4	液化石油ガス販売業者登録簿の謄本の交付、閲覧の申請受理	法第3条の2第3項	○	○	○
5	登録の拒否	法第4条第1項	○	○	○
6	登録拒否の通知	法第4条第2項	○	○	○
7	登録行政庁の変更の場合における届出の受理	法第6条	○	○	○
8	販売所等の変更の届出の受理	法第8条	○	○	○
9	販売事業者の承継届の受理	法第10条第3項	○	○	○
10	販売事業者に対する液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な措置に係る命令	法第13条第2項	○	○	○
11	書面の交付又は再交付すべきことの命令	法第14条第2項	○	○	○
12	貯蔵施設又は販売の方法の基準適合命令	法第16条第3項	○	○	○
13	供給施設の基準適合命令	法第16条の2第2項	○	○	○
14	業務主任者の選任又は解任の届出の受理	法第19条第2項	○	○	○
15	業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理	法第21条第2項	○	○	○
16	業務主任者及び代理人の解任命令	法第22条	○	—	○

液化石油ガス法関係手続き担当事務

○詳細は、「沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則」及び「沖縄県の事務処理の特例に関する条例」を参照のこと。

No.	対象事務	根拠 (液石法)	産業政策課	宮古事務所・ 八重山事務所	市町村 (伊江村のみ)
17	販売事業者の廃止の届出	法第23条	○	○	○
18	販売事業者の登録の取消	法第25条	○	—	○
19	販売事業者の登録の取消及び一部停止	法第26条	○	—	○
20	販売事業者の登録の削除	法第26条の2	○	—	○
21	保安業務を行おうとする者への認定	法第29条第1項	○	—	○
22	保安機関の認定の更新	法第32条第1項	○	—	○
23	一般消費者等の数の増加の認可	法第33条第1項	○	—	○
24	一般消費者等の数の減少の届出の受理	法第33条第2項	○	—	○
25	保安機関への改善命令	法第34条第3項	○	—	○
26	保安業務に関する規定の認可又は変更の認可	法第35条第1項	○	—	○
27	保安業務に関する規定の変更命令	法第35条第3項	○	—	○
28	保安機関への基準適合命令	法第35条の2	○	—	○
29	保安機関認定の取消	法第35条の3	○	—	○
30	保安機関の認定行政庁の変更等届出の受理	法第35条の4（法第6条）	○	—	○
31	保安機関の変更の申出の受理	法第35条の4（法第8条）	○	—	○
32	保安機関の承継届の受理	法第35条の4（法第10条）	○	—	○

液化石油ガス法関係手続き担当事務

○詳細は、「沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則」及び「沖縄県の事務処理の特例に関する条例」を参照のこと。

No.	対象事務	根拠 (液石法)	産業政策課	宮古事務所・ 八重山事務所	市町村 (伊江村のみ)
33	保安機関の廃止の届出	法第35条の4（法第23条）	○	—	○
34	消費設備の基準適合命令	法第35条の5	○	—	○
35	保安の確保の方法等の認定	法第35条の6第1項	○	—	○
36	認定販売業者からの報告の徴収	法第35条の7	○	—	○
37	販売業者の認定の取消	法第35条の10第1項	○	—	○
38	販売業者の認定の取消	法第35条の10第2項	○	—	○
39	販売事業者の貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可	法第36条第1項	○	○	○
40	貯蔵施設等の変更の許可	法第37条の2第1項	○	○	○
41	貯蔵施設等の変更の届出の受理	法第37条の2第2項	○	○	○
42	貯蔵施設等の完成検査の実施又は完成届の受理	法第37条の3第1項	○	○	○
43	完成検査結果報告の受理	法第37条の3第2項	○	○	○
44	充填設備の許可	法第37条の4第1項	○	—	○
45	充填事業者に対する基準適合命令	法第37条の5第3項	○	—	○
46	充填事業者に対する保安検査及び保安検査を受けた旨の届出の受理	法第37条の6第1項	○	—	○
47	充填事業者に対する保安検査の結果報告の受理	法第37条の6第3項	○	—	○

液化石油ガス法関係手続き担当事務

○詳細は、「沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則」及び「沖縄県の事務処理の特例に関する条例」を参照のこと。

No.	対象事務	根拠 (液石法)	産業政策課	宮古事務所・ 八重山事務所	市町村 (伊江村のみ)
48	販売事業者又は充填事業者の貯蔵施設、特定供給設備又は充填設備の許可の取り消し及び使用の停止の命令	法第37条の7第1項	○	—	○
49	特定供給設備の使用の停止の命令に係る一般消費者等に対する通知	法第37条の7第2項	○	—	○
50	液化石油ガス設備工事の届出受理	法第38条の3	○	○	○
51	特定石油ガス設備工事事業の届出の受理	法第38条の10第1項	○	○	○
52	特定石油ガス設備工事事業の変更及び廃止届の受理	法第38条の10第2項	○	○	○
53	販売事業者等に対する報告徴収	法第82条第1項 規則第132条	○	○	○
54	充填事業者に対する報告徴収	法第82条第2項 規則第132条	○	△	○
55	販売業者等への県の立入検査	法第83条第1項、 第3項	○	△	○
56	認定保安機関への県の立入検査	法第83条第2項、 第4項	○	△	○
57	液化石油ガス器具等の販売の事業者への提出命令	法第83条の2第1項	○	—	○
58	関係行政機関への通報	法第87条第1項	○	○	○
59	都道府県知事が行う公示	法第88条第2項	○	—	△
60	聴聞の特例	法第90条第1項	○	—	△
61	政令第13条各項の徒党府県知事が行う事務	政令第13条第1、 3、4、7、8項	○	—	△